

家賃の返還に必要となる書類

過大徴収の期間	確認方法	必要書類
平成 18 年 3 月以前	<p>入居者（退去者含む）の申出により、県で確認</p> <p>※後日、県から確認結果、返還額、返還方法等について通知します。</p>	<p>(1) 平成 18 年 4 月以降も入居していた方</p> <p>① 島根県営住宅の収入認定の誤りによる家賃等返還に係る申出書^{※1}</p> <p>② 年度別入居状況表^{※1}</p> <p>③ 対象年度の家賃決定通知書又は収入認定通知書 ない場合は、対象年度の前年度の所得証明書類（当時の世帯員全員^{※2}の課税証明書、源泉徴収票の写し、確定申告の控えなど）</p> <p>④ その他の控除の確認書類（障害者手帳の写し、課税証明書など）</p> <p>③、④で生年月日が分からない場合は生年月日の分かるもの</p> <p>注）入居状況は県でシステムにより確認します。</p> <hr/> <p>(2) 平成 18 年 3 月以前に退去済みの方</p> <p>① 島根県営住宅の収入認定の誤りによる家賃等返還に係る申出書^{※1}</p> <p>② 年度別入居状況表^{※1}</p> <p>③ 対象年度の家賃決定通知書又は収入認定通知書 ない場合は、対象年度の前年度の所得証明書類（当時の世帯員全員^{※2}の課税証明書、源泉徴収票の写し、確定申告の控えなど）</p> <p>④ その他の控除の確認書類（障害者手帳の写し、課税証明書など）</p> <p>③、④で生年月日が分からない場合は生年月日の分かるもの</p> <p>⑤ 対象年度の入居世帯構成の確認書類 （対象年度の住民票の写し、ない場合は戸籍謄本の写し など）</p>
平成 18 年 4 月以降	県で確認（申出不要）	<p>・返還対象者、返還額を県で調査し、後日、通知いたします（10 月末予定）。</p> <p>・その際、振込先口座に変更がある場合は、口座振替申出書をご提出ください。</p>

※1 お手数ですが、県ホームページでダウンロードし、印刷いただくか、島根県住宅供給公社の各管理事務所で配布しているものをご使用ください。

※2 未成年かつ未就労の方を除く